

下水道受益者負担金の

税務上の取り扱いについて

都市整備課 内線288

事業または不動産貸付（建物貸付等）などの業務を営んでいる方は、業務に使用している部分について「繰延資産」として、その償却費を必要経費に算入することになります。（注1）

「繰延資産」とは、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用で、支出の効果が支出した日から1年以上に及ぶものをいいます。

下水道受益者負担金は、1平方メートルあたり400円ですので、業務に使用している面積を乗じて繰延資産の金額を算出してください。

ただし、納期前納付報奨金（一括全納、1年全納）が交付されている場合は、報奨金を差し引いた額が繰延資産の金額になります。

▼繰延資産の算入例

○負担金が20万円未満の場合

負担金を支出した年の必要経費に全額算入します。（注2）

○負担金が20万円以上の場合

負担金の償却年数である6年（72か月）に分けて計算します。（注3）

（注1）（注2）法人の場合、確定した決算においての損金経理が必要です。

（注3）法人が事業年度の中で支出した場合は、支出の日から事業年度末までの期間の月数で按分計算（分母は72か月）します。

▼問い合わせ 小牧税務署

☎ 0568 (72) 2111

（音声案内に従い該当する番号を選択してください。）

丹羽消防署

119番

「一日女性消防士」募集！



消防車からの放水体験

丹羽広域事務組合消防本部では、「一日女性消防士」を募集します。

これは、女性の皆さんに防火意識をより高めていただき、防火の輪を広げてもらおうと、春季火災予防運動にあわせて実施します。

この機会に、あなたも「一日女性消防士」を体験してみませんか？



はしご車乗車

- ▼日 時：3月3日（火） 午前9時～午後3時30分
- ▼場 所：丹羽広域事務組合消防本部（大口町上小口1-624）
- ▼対 象：大口町・扶桑町に在住または在勤の18歳以上の女性
- ▼内 容：通信指令センターの見学、
消防車からの「放水訓練」など
（昼食は消防本部でご用意します。）
- ▼募集人員：10名（先着順、定員になり次第締め切ります。）
- ▼申込期間：2月3日（月）～2月14日（金）
午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

尾張北部住宅防火フェア開催！

一年の中で最も火災が多く発生するこの季節。皆さんのご自宅の防火対策は万全ですか？住宅防火に関するお悩みはありませんか？

そんな皆さんの悩みを解決するため、「尾張北部住宅防火フェア」を開催します。

このイベントは、丹羽広域事務組合消防本部、犬山市消防本部、江南市消防本部、一宮市消防本部が合同で開催するという県内でも珍しいイベントで、様々なブースをとおして、住宅防火に関するためになる情報を知ることができます。この機会に是非、住宅防火について考えてみませんか。

- ▼日 時：2月15日（土） 午前10時～午後2時
- ▼場 所：ヴィアモールアピタ江南西店 イーストコート（江南市松竹町上野205番地）
- ▼問い合わせ：丹羽広域事務組合 消防本部 予防課 ☎（95）5158